『山梨県立女子短期大学紀要 (Bulletin of Yamanashi Women's Junior College)』第 35 号, pp.93-104, (ISSN 0385-0331 2002 年 03 月 31 日発行) 掲載

©2002 Ohnishi, Yasuo

Web 版からの引用を禁じます。引用の際はオリジナル版から引用してください。

# 図書館情報の社会的機能 ーインターネット時代の図書館情報をめぐってー

## 大西康雄

(山梨県立女子短期大学)

Social Function of Library Information: about Library Information in the Internet Era

#### Ohnishi, Yasuo

(Yamanashi Women's Junior College)

#### Abstract:

In this article, I pointed out the problems around Japanese library in the Internet era. And I propose the new understanding frameworks of these problems.

The Internet and digital technologies change our information environment. Our dependency on books also changed, and now we get much information from other medias. But in these processes, we experience the "McDonaldization" on information including traditional information media like books. To resist those tendencies, I propose that we need introducing the concept of "variation of information" in library management and expanding of concept of "public library" in all information media domain.

## 1. 問題の所在

1990 年に研究・教育用ネットワークという性格だったインターネットが民間に開放されて以降、情報社会は新たな展開を迎えた。Alan C. Kay の「ダイナブック」概念を具現したパーソナルコンピュータの普及により、コンピュータは 1990 年代前半すでに「電子計算機」から「電子文房具」となっていたが、インターネットの普及により「情報通信機器」として脚光を浴びるようになった。

このような流れの中で図書館においても、「電子図書館」概念の提起など新たな電子社会時代への対応が求められるようになってきた。その動きは、すでに 1980 年代の所蔵書誌情報の電子化に始まり、従来書籍という形態に限られがちであった情報所蔵メディアの多様化(とりわけデジタル情報メディアへの) さらには、アメリカなどで顕著であるが、デジタルディバイドを解消する主たる生涯学習施設として、インターネット情報の提供や情報リテラシー教育機能を含む、新たな情報サービス提供機能などが期待されるまでになってきた。これらの動きは主にデジタル情報への対応という形で提起されてきた。それと同時に様々な問題も抱えるようになった。

インターネット時代を迎えたデジタル情報の特徴は、アナログ情報に比して次のような 特徴をもつ。

1、いくら複写しても情報が劣化しない。

- 2、情報メディア(媒体)間の転移が容易である。
- 3、複写が比較的容易で、しかも短時間に多数の複写を作成することが可能である。

1はデジタル情報がその中に複写時エラー訂正のために情報の冗長性を備えており、それにより複写の際のエラー訂正が可能であることによる。2は、例えば最初に情報をデジタル化しておけば、書籍、CD-ROM、インターネット上のWebページなど様々な形の媒体に同じ情報を転載することが極めて短時間に可能になった。また3はとりわけインターネットなどの情報通信の発達により、瞬時に同じ情報の複写を世界中に配布できるようになったということに特徴的である。

このようなデジタル情報に接することにより、私たちは今まで観念的にしか理解できなかった情報コンテンツと情報メディアが異なるものであることを実感として理解するようになった。それに伴い、我々が書籍やレコードといった情報メディアを消費していたのは、実はモノとしてではなく、これらのメディアに載った情報コンテンツ(内容)であったことに、私たちは否応なく気づかされるようになった」。今や私たちは音楽を聴くために、レコード店へ足を運ぶよりもインターネット上で mp3 ファイルを探すようになったのである。同時に、電子図書館概念の提起などにより、図書館においても所蔵していたものが書籍というモノではなく情報であることに気づかざるを得なくなった。

このような事態に伴い、図書館をめぐる新たな問題がでてきた。

その1つは、とりわけ大学図書館において顕著であるが、情報センターと図書館の境界の揺らぎである。

2番目はインターネットをきっかけとした情報格差の縮小などの社会環境変化に起因する 図書館の位置付けの揺らぎである。

3番目は、従来情報媒体がアナログであることを前提としていた図書館を巡る著作権保護 のしくみの揺らぎである。

本稿ではこのようなインターネットとデジタル情報時代における図書館情報の社会的役割を考えるための枠組みを提起することを目的とする。

#### 2. インターネット時代の図書館を巡る諸問題

#### 2.1 情報センターと図書館の境界の揺らぎ

Web ページ、Gopher、FTP などの形で存在するインターネット上の様々な情報は検索ツールの整備により、今やリアルタイムに増殖する巨大な百科事典としての機能を果たすようになってきた。もちろん、インターネット上の情報の全てが正確な情報とは限らず、玉石混交の状態である。しかし、速報性、絶え間ない情報の更新、検索可能性というメリットは、玉石混交というデメリットを補って余りあるものである。

この中でとりわけ情報アーカイブとしての機能がもっとも重視される大学図書館において、図書館の果たす機能とインターネットの果たす機能との競合が明確になってきた。とりわけ最新の科学技術情報をよりスピーディーに入手するという機能に関しては、情報ネットワークに全面的に頼るほかなくなっている<sup>2</sup>。

このような背景の下に、大学図書館は存在意義を維持するために電子図書館化の方向にまっしぐらに進んでいるのが現状である<sup>3</sup>。具体的には、自館書誌情報の電子化を序の口とし、NACSIS への対応や OPAC(公開書誌目録)のインターネット上での公開などに代表される、インターネット上の書誌情報検索機能への対応をはじめ、電子ジャーナルや、各種学

術情報データベースへの対応、自大学の学術情報の電子化、データベース化等々が進められつつある。また情報センター(かつての電子計算機センター)と図書館の融合といった動きももはや珍しいものではない<sup>4</sup>。

## 2.2 図書館=読書館という位置付けの揺らぎ

この様に、大学図書館においてはわが国でも電子図書館化は現実の課題となっているが、その一方でわが国の多くの公共図書館において電子図書館という概念は、未だ将来の課題という位置付けに留まっている。さすがに書誌情報や図書管理の電子化は常識となっているが、それを一歩越えた部分では、例えばインターネット上での OPAC の公開すら未だ充分に普及しているわけではない。またコンピュータの館内への持ち込みも必ずしも歓迎されているわけではない。

しかし、アメリカでは電子図書館は公共図書館においてもすでに現実のものとなりつつある<sup>5</sup>。アメリカでは公共図書館は、デジタルディバイド解消という社会的機能を果たす方向で位置付けられている。従って公共図書館では、ユーザが利用できるインターネット端末の設置はもちろんのこと、社会人に向けた情報リテラシー普及を担う役回りも果たしている。この彼我の違いは、単に情報化が進んでいる、遅れているという問題に留まらず(もちろんこの問題は無視し得ないが)、公共図書館の位置付けに起因すると考えられる。

とはいえ、そのアメリカにおいてさえ、電子図書館化の方向はすんなりと進んできたわけではない。それはとりわけ司書の専門性の評価をめぐって様々な議論を呼び起こしてきた。司書の専門性はとりわけクライアントに提供するレファレンスサービスという職務を中心に認められてきた。それがインターネットの発達、電子図書館の議論の進化により、ユーザが自分で端末をたたいて情報を検索すればそれで済むのではないかという議論が出てきた。このことは端的に図書館司書の専門性を否定することにつながりかねない。この様な中で司書の専門性を中心に議論がされてきた。。

わが国の公共図書館は、多くの場合、図書館 = 「読書館」という概念を出ていない。従って利用者がコンピュータ等を持ち込むことも、「読書の邪魔」として忌み嫌われることになる。あるいは生涯学習を担うものとの位置付けがなされているかもしれないが、それとて生涯学習 = 趣味・暇つぶしの範囲の留まるのではあるまいか。しかし欧米における図書館の位置付けは決して「読書館」や趣味を支える機能に限定されるものではない。例えばニューヨーク公共図書館を俘卵器として多くの在野の研究者や作家が出てきているのである[菅谷(1999)]。いうならば一般市民に対してアカデミックな情報へのアクセスルートとして機能しており、しかもそれは趣味としての「生涯学習」に留まらず、それぞれの利用者にとってプロモーションやビジネスのチャンスをつかむための用具的機能まで果たす、市民社会における普遍的情報基盤として理解されていると考えられる。

しかしわが国では多くの公共図書館は地方自治体の教育委員会が主管していることから、図書館を趣味としての「生涯学習」の範囲を越えて、プロモーションやビジネスにも役立つような普遍的な情報基盤として整備をという提言があったとしても、「それを教育委員会が担うのは如何なものか」という声があがりかねない。また従来図書館が「機械に弱い文系の人の職場」と位置付けられて来たことも、わが国の図書館が「読書館」パラダイムを抜け出せない原因の一つであろう。これらがわが国の公共図書館を電子図書館から遠ざける原因となっている。

しかしわが国において国民一人一人が自己責任を求められるようになり、個人の努力において様々な職業スキルや知識を身につけることを求められるようになってきつつある現在、いまの公共図書館のあり方のままでいいのかどうかは疑問である。新しい図書館パラダイムが求められつつあるのではないだろうか。

またこれに関連する問題として公共図書館と書店との役割分担の問題が指摘できる。現在公共図書館サービスの有力な評価基準として「貸し出し数至上主義」の存在が指摘され

ている[津野(1998)]。つまり、住民に対する貸し出し数がどれぐらい伸びるかどうかで公共図書館の良し悪しが論議されがちなのである。この様な動きの中で図書館によっては同一のベストセラー書の副本を数十冊揃える所も出てきておりそれが論議になっている<sup>7</sup>。

「貸し出し数至上主義」の存在自体「読書館」パラダイムの根強さを証左するものであるが、それはともあれ、この中で議論になっているのは、「図書館は無料の貸し本屋なのか」という問題である。この論議の中で、一方では「図書館は税金を使って運営されているのであり、住民ニーズの高い書籍を多数取り揃えるのは当然の住民サービスである」<sup>8</sup>という意見から、他方では「図書館がベストセラー書の副本を多数取り揃えることが、書店の経営を逼迫させることになるので、公による民業圧迫である」、「いや、ベストセラー書を取り揃えるのは、まずある本が書店でベストセラーになるという事態が起こっての上のことなのでさほど民業圧迫にならない」まで様々な論議が出ている。

この問題については後で再度検討するが、ここではとりあえず次の点だけを指摘しておこう。都市と地方ではこの問題の影響は異なるのであり、ブームを作り出す都市においてはこの問題は仮に深刻ではないとしても、ブームを追うことになる地方においては書店をまさに直撃することになる。

とはいえ、図書館の位置付けを読書館から生涯学習館へと転換するのであれば、この様なあり方も当然再検討されなければならないだろう。

## 2.3 変わる著作権

三番目に残る問題は、著作権の問題である。

すでに述べたように、デジタル情報は複写の容易さという面で大きく進化してきた。この中で明らかになってきたことは、今までの著作権のあり方がアナログ情報の複写手段のあり方を前提としてきたという点である。もちろんアナログ情報においても既に、電子複写機、オーディオテープ、ビデオテープといった複写機器が開発され、それに伴う著作権保護のあり方も論議を呼んできた。

私的複製の問題ではあるが、すでにデジタル機器登場前(1976 年 11 月)のアメリカにおいて、映画製作会社等が録画機器メーカー等を著作権侵害で裁判所に訴えるという訴訟が起こっている。この訴訟では第一審で原告敗訴、第二審で原告勝訴となり、結論は連邦最高裁判所に持ち込まれたが、1984 年 1 月 17 日連邦最高裁は、実質著作権者の権利を侵害していないとして原告敗訴との判決を出している (いわゆる「ベータマックス判決」) $^9$ 。ここにおいて一定程度の私的複製権が認められたといえる。しかしさらに情報の損失のないデジタル録音録画機器の開発に伴い再び同種の訴訟が頻発し、現在はデジタル機器、メディアの販売の際に私的録音補償金をユーザから徴収することで現在は一定の解決を見ている $^{10}$ 。

しかしデジタル情報化は、インターネットの普及と結びついて更なる局面を迎えた。つまり、インターネット等を活用した個人による「パブリッシング」という行為の可能性を開いた。従来、「パブリッシング」という行為は、出版業者等以外にはコスト的には困難であったものが、個人でも、安価なデジタル機器を活用することで可能になったのである。

このような状況の中で既存の情報発信者側は、無断「パブリッシング」行為の禁止に留まらず、そもそもデータの複写自体を禁止もしくはコントロールする方向で保護の枠組みを作ろうとしており、すでにある程度実施されてきている<sup>11</sup>。

結局今までの著作権保護のあり方自体が、今までのアナログ時代の情報複製手段、あるいはデジタル情報であっても、情報が家庭用コンピュータで処理され加工され、さらに公衆発信されるということが考えられなかった時代の情報複製手段のあり方に依存してきた部分があり、その部分が改めて問い直されているといえる<sup>12</sup>。とはいえ今まで認められてきた私的複製までことごとく禁止すべきなのかどうかは疑問が残る。

図書館に関しては、従来その公共的機能を鑑み、著作権において特例的な扱いを享受してきた。しかしながら著作権のあり方も揺らぎつつある今日、図書館もこのような流れと

無縁でいることはできないであろう。特に図書館が所蔵資料を従来の本のみとするのではなく、さまざまなマルチメディア資料をも所蔵し、ユーザに供しようとするときにさまざまな問題が発生することが考えられる。また図書館においては資料の維持保存という機能も期待されているのであり、この観点からも、複製の規制強化の流れに対し、複製権をどう認めていくかが大きな問題となろう。

とくに、著作権保護や複製の規制強化の議論の中で、今までは著作者の経済的利益をどう守るかという観点の中でしか議論がされてこなかった。しかし著作物の維持保存という観点から著作権をどう考えて行くべきかという論議はほとんどなかったといえる<sup>13</sup>。

しかし問題は著作物の公共的性格である<sup>14</sup>。著作物は一旦公表され、一般市民がそれを享受するようになれば、全く私的な存在ではなくそこに公共性が発生する。とりわけ、今日日本で著作物として保護されるようになったコンピュータプログラムは、これらのプログラムに基づき多くの市民が自分のデータを加工し、編集作業を行うという使い方がなされている。従って、これらのコンピュータプログラムが著作権者の意向により一方的に供給されなくなり、サポートされなくなった場合多大な影響を受ける<sup>15</sup>。

とくに図書館の場合、電子図書館化、収蔵メディアの多様化が進められたときに、特定のオペレーションシステムではないと動かない著作物も収蔵することになる。その場合、そのオペレーションシステムが供給されなくなればどうなるのだろうか。つまり著作権を強化して行くのであれば、同時に著作権者の社会的責任ということもそれに見合って問われるようにされるべきなのではないか。またこれを考えると図書館においてメーカーサポートの終了したコンピュータプログラムに関する契約条項に関わらず複製権を幅広く許容することなども検討されるべきであろう。

#### 3. 図書館情報の社会的機能

#### 3. 1インターネットにおける情報の「多様性」

この様な時代を迎えて21世紀の図書館のあるべき姿とは何だろうか。そして図書館情報に求められる社会的機能とは何なのであろうか。

今日図書館と対比で語られることの多いインターネット。インターネットの利点として今日よく言われていることの一つは、情報の多様性ということである。またその一方で情報の信頼性の不確かさ、情報の保存性<sup>16</sup>という点での問題点も指摘される。しかし本当にインターネットによって情報の多様性が確保され続けるのかどうかは再度考え直されるべきではないだろうか。

インターネットが情報の多様性を提供すると信じられる一つの理由は、インターネットにおける情報発信、すなわちパブリッシングのコストの低廉さである。このことは必然的に情報の信頼性の問題と裏腹である。とはいえ、今日のインターネットの隆盛は、ジャンク情報に突き当たる、というデメリットがあったとしても情報の多様性というメリットのほうが勝ると多くの人に考えられていることを示唆しているのかも知れない。

しかし、インターネットの情報の実質的な多様性を保証する基盤は、実のところ、一般に考えられているほど強固なものではない。もしインターネットにおいて情報の多様性が保証されているとするならば、それを保証するしくみとは、Web 検索エンジンのしくみに大きく依存していると言える。

商用インターネットがスタートし始めた 1993、1994 年ごろの大きな問題は、インターネットに様々な情報があったとしてもそれらをどう検索するかという点であった。もちろん Yahoo といった、手作業による登録に頼る(当時)検索エンジンも登場していたが、手作業による登録は急速に増大するインターネット情報を網羅するには力不足であった。

もちろん、インターネットに様々な情報が掲載されていたとしても、それらを検索する 手段が充実していなければ、その多様性を活用することは困難である。その後自動的にイ ンターネット情報を検索して登録して行くロボット型検索エンジンが登場することでこの 欠点はある程度解消されてきた。

ロボット型検索エンジンが登場して次に問題になってきたのは、いかに自分の関心に近い適切な情報にたどり着けるかという点であった。たしかにロボット型検索エンジンの登場により、インターネット上の多様な情報を網羅的に検索できる可能性が出てきた。しかし、検索結果が必ずしも検索者の関心に従って出てくるわけでもなく、検索者にとって必要な情報に、ジャンク情報に埋もれてたどり着けない結果に終わることも往々にしてあった。そこで次の競争は検索者の問題関心に沿った結果を出すようにするアルゴリズムを検索エンジン間で競うこととなった。またジャンク情報を表示させないという工夫も求められるようになってきた。また急速に拡大しつつある Web 空間の中でそれぞれの検索エンジンがどれほどのキーを検索データベースの中に保存しきれるのかという問題もあろう。

この様に考えてくると、インターネットにおける情報の多様性とは、実質的に検索エンジンのアルゴリズムに依存している側面が大きいという点に気づかざるを得ない。しかもそれぞれの検索エンジンがどのようなアルゴリズムを採用するのかはユーザ側が関与できる問題ではないので、実のところかかる多様性を保証する基盤は極めて脆弱だと言わざるを得ない。極端な話、検索エンジンのアルゴリズムに何らかの規制を加えることで実質的な言論規制も可能なのである。またそれは見えない言論統制につながりかねない危険性を孕んでいる。

また言論規制とまで行かないにせよ、検索エンジンの「利便性」<sup>17</sup>を高めた(アルゴリズムの工夫の)結果、検索エンジンを通じたユーザの情報アクセスが、特定のサイトへの集中を招く結果となるとすれば、情報の多様性を増すのではなく、逆に情報の一極集中を招く結果にもなりかねないのである。

#### 3.2 情報の多様性と図書館

このように考えてくると、実はインターネットがもたらしたとされる「情報の多様性」はかなり偶発的にしか実現されていないことに気づかざるを得ない。またその「多様な」情報の信頼性や価値も保証の限りではない<sup>18</sup>。 このように考えてくると、情報の多様性を保証するしくみとして図書館が見直されるべきなのではないだろうか<sup>19</sup>。

既存の本や雑誌という情報メディアに限って言えば、図書館は、書店がリアルタイムの情報を提供する場であるのに対し、基本的には文字通り情報アーカイブ、すなわち時間縦断的な情報を提供するというのが基本的な役割であろう。時間縦断的な情報を提供することで情報の多様性に資するというのが、実は過去図書館が果たしてきた最大の社会的機能ではあるまいか。

ただし今日の日本では、図書館の社会的役割概念をめぐって様々な揺らぎがあるのが現状である。日本の図書館大衆化運動の流れの中で、図書館の貸し出し至上主義というのが提起されてくるとともに「図書館は無料の貸し本屋なのか」という論議を呼んできたのは既に述べたとおりである。特に最近書籍の売上が減少し、書店の経営環境が悪化するにつれこの議論は喧しくなってきた。この議論については現在も賛否両論ある。私自身は、21世紀を迎えた今日こそ、図書館はとりわけ時間縦断的な情報の多様性確保という社会的機能を果たすべきだと考えている。そのためには、図書館と書店、インターネットが相互に機能的に補完しあって地域の情報多様性を確保すべきであろう<sup>20</sup>。

なぜ、図書館の最大の目的を、時間縦断的情報の提供による情報の多様性の提供とすべきだと考えるのか。

一つは、同時代の情報に関して言えば、インターネットの普及を大きな動因として、地域間の情報格差が急速に縮まってきたことが挙げられる。インターネット普及以前においては、受け手の選択の余地が少ない放送メディアを除いては、先に述べたように、情報の多くは書籍のような有償のモノの形で届けられていた。この時代においては地域間、特に

地方と中央の間の情報格差は極めて大きかった。このような中で図書館の機能としてはやはり同時代情報の格差是正という機能が、とりわけ地方の図書館においては、最優先されるべきであっただろう。そのような中で、書籍という情報メディアへの接し方に対するリテラシー教育運動という面も含めて、貸し出し至上主義も一定の意味があったように思われる。

しかし今日、インターネット普及により、少なくともインターネット上に載る情報に関しては、地方と中央の情報格差は是正されつつある。また情報格差の是正やユーザにとっての利便性という観点からますます多くの情報がインターネット上で提供されることが期待されるだろう。

また、インターネット、情報通信の普及ということが、書籍のようなモノとして流通してきた情報の流通の改善を促している側面もある。例えばインターネット上のオンライン書店の普及や書籍が情報メディアとしてインターネットとの競争にさらされることにより、日本では今まで遅々として進んでこなかった書籍流通の速度の改善が進みつつある<sup>21</sup>。言うならば、インターネットの黒船効果というところだろう。

しかしただしこれらの書籍流通業界の変化は結果として必ずしも良い面ばかりではない。例えば取次によるパターン配本、POS の普及により書店の品揃えの「金太郎飴」化が進行しており、個性的な書店経営はますます難しくなっており、書店における情報の均一化が進んでいる。コンピュータ化の波に乗れず昔ながらの人手を掛けた営業を行ってきた人文・社会書専門取次、鈴木書店の 2001 年 11 月の倒産はこのような動きの象徴である。こういった流通合理化に乗りにくい書籍を提供して行くという図書館の社会的責任はますます高まって行くと思われる。

また、既に述べたように同時代の情報に関しては、現在インターネット上で提供される情報の量的比重が急速に高まりつつある。しかし、インターネット上のデータの多くは恒久的に保存することが考えられていない。社会的にインターネット上の情報への依存度が高まるほど、図書館が、同時代情報の量的普及の改善を行う必要性よりも、書籍もしくは書籍に準ずる恒久的に保存できるメディアフォーマットでの情報収集、収蔵し、情報の多様性の保全、とりわけ時間縦断的に資料を収集蓄積し利用者に提供するという社会的必要性が高まると私は考えている。

第二に書籍以外のデータフォーマットでの情報の収集の必要性の高まりが指摘できる。とりわけ出版社の経営環境の悪化により、従来書籍の形態で出版されてきた出版物、とりわけ専門書、のかなりの部分がテキストファイル、PDF ファイルなどのデジタルデータとして出版されるようになる可能性が高まっており、その意味でも多様なメディアフォーマットへの対応が急務になっている。

また、既に映画、テレビジョンの普及によって映像情報は我々の日常生活情報の大きな 比重を占めるに至っているが、これらの映像情報を物理的・社会的な意味から恒久的に保 存する適切なメディアが今までなかった<sup>22</sup>。

しかし、これについても DVD という、ビデオディスクの規格としてようやく安定したものが登場したことにより、ようやく収蔵メディアとして適切なものが出てきたという感じがある<sup>23</sup>。これらの状況を考えると、図書館としては早急に多様なメディアフォーマット対応に向けてコストをかけて行かなければならないだろう。

第三に生涯学習対応への必要性が挙げられる。

Stall は、インターネットによって情報公開・情報アクセスの平等化が進むというのは幻想に過ぎない、と述べている[Stall (1995=1997:59)]。しかし、わが国においては事情は異なる。一般市民はインターネットが普及するまで学術情報にアクセスできる機会・手段は二次情報でさえ極めて限られていた。また利用できたとしても情報を入手するまで多くの時間が必要であった。このような一般市民との情報アクセスへの格差の下に大学などの高等

教育・研究機関の権威が成立しえていたのである。

しかし、インターネットの普及をきっかけに一般市民の学術情報へのアクセスは大きく 改善されつつある。その際たるものは情報学研究所(旧学術情報センター)の NACSIS Webcat の公開であろう。Webcat 公開以前は一般市民はどこの大学でどのような研究文献が 所蔵されているのかを知ることさえ容易なことではなかったのである。

Stall が述べていることは、確かにアメリカでは当てはまるのかもしれない。しかしわが国においてはインターネットの導入自体が情報公開のきっかけになっていることもあるのである。その意味ではインターネットの普及がアメリカ的な社会文化を導入して行くきっかけになっていると評価できる側面もあるのである。

このようないわば「学術情報の民主化」により生涯学習のあり方も大きく変らざるを得ない。従来の生涯学習は、情報格差に基づいて成立していた大学教授などの学術権威(者)から、学術情報を一般市民が押し頂くという基本図式の下に成りたっている面があった。このため、生涯学習といえば権威者を呼んできての講演会やセミナーの開催というのが定番であった。しかし情報格差がなくなりつつある現在、このような生涯学習のあり方では一般市民から見向きもされなくなってしまうであろう。

そうなると市民の自発的な学習をどうサポートして行くのかということが、生涯学習の課題になるのではないだろうか。マスメディアとしての生涯学習、つまり金太郎飴的な「権威ある」啓蒙情報の一方向的普及から、個々の市民の主体性に基づいた個別的、多様性の高い生涯学習へという方向性である。このように考えると市民の多様な学習情報ソース提供機関としての図書館の役割が重要になってくる。そして、図書館の利用の仕方においても、趣味のための読書だけではなく、市民の主体的学習活動の中での調査、研究目的利用ということを図書館の大きな利用目的として積極的に位置付ける必要があるだろう。

このように考えると、単に読書人口をどう増やすか、そしてどう利用者を増やすかというだけではなく、特に市民の主体的な学習活動にどう資するかという点で、図書館の使われ方が再検討されなければならないだろうし、また提供する(収蔵する)情報の質や多様性も求められるべきである。

社会学者 Ritzer (1996)の提起した概念で「マクドナルド化」というものがある。私は「マクドナルド化」というよりも日本的文脈で言えば「コンビニ (コンビニエンスストア)化」と言い直したほうがより適切に本質を表すのではないかと考えているが、この概念は要するに市場社会における合理化、効率化の進行によるあらゆる品物、サービス、労働の規格化、均一化、商品化を表す概念である。

結論的に言えば、今後ますます進むであろう、あらゆる分野における情報・知識の「マクドナルド化」の進行に対して<sup>24</sup>、市場社会とは別の原理(すなわち公共性の論理)を持つ図書館にあっては、これらの流れに抗する情報の橋頭堡としての役割を期待したいのである。そのために図書館で情報を考えていく基本的判断枠組みとして「情報の多様性」という概念を提起するものである<sup>25</sup>。

## 4. 残された課題 - 著作物と公共性

このように、書籍に限らず情報の多様性を守る拠点として図書館を運営して行くとすればどのような問題が残されているのだろうか。

既に、書籍に関しては永年の図書館文化の中でその保存・利用のパラダイムがある程度確定しているといえる<sup>26</sup>。 問題はマルチメディアデータ、とりわけデジタル化されたマルチメディアデータの保存・利用である。この問題には物理的問題と、社会的・制度的問題の二側面がある。

## 1)物理的問題

物理的問題とは文字通りデータを収容するメディアが物理的に保存できるかどうかの問題である。

本以外のマルチメディアデータは CD-ROM、DVD-ROM のかたちであれば数十年程度の耐久性があるのではないかといわれている。またデジタルデータであれば、メディアが劣化したとしても、別のメディアにコピーすることは技術的には可能なので、酸性紙問題に悩む書籍よりは有利に思われる。とはいえ問題はそう簡単ではない。

一つはメディア変換が技術的に可能だとしても制度的に許されるのかという問題が残る。 既に述べたようにデジタルデータに関してはコピーそのものを制限しようという様々な動きが出てきている。これに関しては図書館に対しては保存のためにこのような制限の適用 除外を行う様々なしくみが必要だろう。

もう一つの問題は、仮にデータ自体の物理的保存の問題がクリアされたとしても、そのデータをどう読み取るのかということが残る。書籍は人間の目で読み取るものであり、視覚障害者でない限り、読み取るのに何の器具も必要ない。しかしデジタルデータはコンピュータや DVD プレイヤーといった読取装置を必要とする。これらの読取装置が供給されなくなれば、例え物理的に保存できたとしても長期間利用することは出来ない。この点例えば、今日大きなシェアを持つマイクロソフト社のオペレーティングシステム上でしか読み出せないようなデジタルデータ・プログラムであれば、オペレーティングシステムが供給されなくなってしまえば、資料としての生命を終えてしまうことになる。

このような問題を回避するには、少なくとも現時点で言えることは、デジタルデータを保存するメディアフォーマットに特定の民間企業の仕様に縛られたものを採用せず、なるべくオープンな規格に従ったメディアフォーマットを採用すべきだ、ということになる。しかし、果たしてそれだけで良いのかどうかは現時点ではなんともいえない。

## 2)社会的・制度的問題

書籍の図書館での利用に関しては既に利用のモデルがあり定着しているといえるが、マルチメディア資料の利用に関してはまだまだ多くの問題が残されているといわざるを得ない。

まず CD-ROM 等読み取りにコンピュータを必要とする資料に関して考えてみると、当該 資料を見るのに特定のプログラムをコンピュータにインストールして利用しなければならない場合、多くの場合専用のコンピュータを用意してやらなければならない。しかし1つ の資料に1台づつコンピュータを用意しなければならずスペース面、コスト面で問題が残る。かといって一台のコンピュータに複数の資料をインストールした場合、誰かがある資料をそのコンピュータで使っている間は、別の資料を使いたいユーザはその資料を使うことが出来ない。書籍よりもさらに利用条件が制約されてしまう。もちろん、当該資料がデータのみを含み別の汎用的なプログラムで読み取り可能であれば、書籍に近い利用の仕方が可能になるのではあるが。さらに理想的なのは、ユーザ向けコンピュータを LAN でつなぎ、LAN 上での同時利用数で利用ライセンスを契約する形態が望ましいのであるが、必ずしもすべてのデジタル資料がそのようなライセンスを認めているわけではないというのが残念な点である。

また、映像資料の利用に関して言えば、貸し出しに関しては一定の著作権契約を行った資料に関しては貸し出しが可能ということで一定のルール化が出来ている[山本(1999:pp145-6)]。最近報告されている図書館での映像資料利用をめぐる問題は、図書館等で行われる無料上映会について著作権法第 38 条 1 項<sup>27</sup>の解釈をめぐり映画・ビデオ業者等がクレームをつけるという事件が起ってきている<sup>28</sup>。このようなトラブルは、デジタル情報化をめぐり業者側が著作権者の権利強化を目指す動きと無縁ではないだろう。

また資料保存のための複写をめぐる問題は前項で述べたとおりである。アメリカなどで

の動きは図書館に対してデジタル方式での保存を制限する動きにでてきているようだが[山崎(2000)]はたしてわが国でもそれを踏襲してよいのか疑問が残る。

既に述べたように、著作権者が公共性の観点からマルチメディア著作物の提供責任を最後まできちんと果たしきれるならそれでも良い。しかし、日本の場合、過去現実には映画といったマルチメディア資料に関してさえ保存、保管を含めた提供責任をきちんと果たしてきたかというと、そうではない。過去作成された映画についても業者の都合によりいとも簡単に廃棄されてしまったケースが少なくないのが現状である。

結局、マルチメディア資料をめぐる図書館における利用・保存の問題は、次のように要約できるだろう。

書籍というメディアフォーマットにおいては、公共性の観点から私権を制約しながら情報提供する図書館という社会的制度が歴史的に成立してきており、その歴史的事実によって人々を納得させて来た。それに対し、マルチメディア資料に関しては、少なくともわが国においては、過去その歴史的資料性という観点から理解されて来ず、同時代で消費され終わってしまうものと考えられてきたため、公共性の観点から資料を長期間保存、提供して行く社会的責任という観念と、その責任を果たすための著作権の制約という観念も理解されがたいのであろう。その公共性原理をどこまで貫けるかが今後の図書館の課題となっていくのではないだろうか。

#### 注

汪

<sup>1</sup> 実はこれは McLuhan の「メディアはメッセージである」[McLuhan (1964=1987:pp7-22)]という主張と逆行する。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 1986 年にわが国で NACSIS-ILL が稼動し始めて以来、多くの国立大学図書館では冊子体による図書館目録の作成配布を止めてしまっている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> わが国における大学図書館の動向に関しては、竹村(2000)、また学術審議会報告書「大学図書館における電子図書館機能の充実・強化について(建議)」(1998年7月29日)参照。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> すでにアメリカでは 80 年代の半ばから研究図書館は情報の収集から情報アクセスを強調すべきであるという方向性が論じられてきた[Breivik and Gee (1989=1995:145)]。

<sup>5</sup> 例えば村岡(1998)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> その代表的な論議としては Birdsall (1994=1996)の議論が挙げられよう。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> この問題を提起した文献として津野(1998), 林(2000)が挙げられる。特に林の議論は「図書館良書主義」の典型例であろう。また『図書館雑誌』では津野の問題提起を受けて次のような議論が続いた。前田(1998), 千賀(1998), 豊田(1998), 阿部(1998),鬼倉(1998),垣口(2001)。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 例えば垣口(2001:346-7), 前田(1998) また阿部(1998)は多くの市町村立図書館はもともと書籍の保存機能を持っていないとし、図書の保存は県、国などを含めたブロック単位で考えるべきだと主張している。また手嶋(2001)は、個人が自分で買える本は自分で買い、図書館は個人が買えない本を買うべきだという論議は、知識人特有の暴論だとしている。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 「著作権審議会第 10 小委員会(私的録音・録画関係)報告書」(文化庁 1991 年 12 月)参 照。

<sup>10</sup> わが国の場合は著作権法第104条に規定されている。

<sup>11</sup> その 1 つの方向は技術的に録音録画機器等やソフトに対しコピー禁止のしくみを組み込むことであり、ビデオテープや DVD におけるコピーガード信号の記録、デジタルオーディオテープにおけるコピーシリアルマネージメント技術の導入などが挙げられる。

もう1つはコピー行為自体を規制するような法令の改定を目指す動きであり、すでに 1999 年に著作権法を改正しコピーガイドを回避する複製装置の販売者に対して罰則を設けた(関連項目:著作権法第30条2項ならびに第120条2項)。

<sup>12</sup> 例えばフォトコピー機による書籍の複写を考えてみると、一冊の書籍を丸々コピーする

ことは相当の時間と労力がかかることであり、それをさらに著作者の権利を大幅に侵害するほど不特定多数に頒布するということは、可能性としてありえたとしても、実質ほとんど不可能といえた。しかし今日では一旦 OCR 等で読み込みデジタル化されたテキストデータとしてインターネットの Web 上に置いておけば、たいした労力もなく一瞬にして不特定多数の者に無限に配布することが可能である。

13 現在、著作物を専ら著作者・企業にとっての経済的利益をどう確保するのかという観点から強化しようという動きが主流である。

例えば、わが国におけるコンピュータプログラムを著作物として保護すべきかプログラム権を制定してその枠内で保護すべきかという論争があった。この決着は結局著作物として保護するということになったのであるが、しかしこの論議の中で著作物のあり方としてどう考えるかということが充分論議されず、アメリカのごり押しを受けて著作物として保護するということになった[山本(1999:pp82-86)]。

- 14 津野(1999)は、本には商品としての側面とともに公共財としての側面があり、メディアとしての図書館は本の後者の価値を市場原理とは異なった原理で守っていくことが期待されると主張している。
- 15 たとえば、日本でも広いシェアを持つマイクロソフト社は 2001 年 5 月デスクトップ オペレーティングシステム (OS) の提供およびサポートの提供期間に関するガイドライン』を発表し、オペレーションシステムの発売開始後 5 年でのサポート中止を宣言している。参考 URL http://www.microsoft.com/japan/windows/lifecycle.asp
- <sup>16</sup> とりわけ、URL が頻繁に変更されうるという点は、インターネットを参照先として使う際に大きな問題となる。[Stall, Clifford (1995=1997: p325)]
- <sup>17</sup>もちろん「利便性」をどう評価するかが問題だが。
- 18 ただし既存メディアの情報なら信頼が置ける、というのも幻想に過ぎないであろう。たしかに、現在インターネット上の情報の多くは無料で提供される代わりに、利用者は情報提供者に情報の質の保証を求める権利がないというのが現状である。だからといって既存メディア情報の多くは対価を利用者に求める代わりに、その対価に応じて一定程度責任ある情報を提供するであろうし、市場原理によって対価に相応した情報価値のない情報提供は淘汰されるだろうからより信頼できるというのは、実は楽観的な期待に過ぎないのではないか。

例えば、既存の書籍においてもいわゆる「トンデモ本」と呼ばれる荒唐無稽な内容の書籍は多数流通しているのが現状であり、新聞やテレビといったジャーナリズムでも、信憑性の疑われるような情報の流布は横行している。

しかし、我々は既存のメディアにおいては様々な付帯するシンボル情報を読み取ることでその情報の信憑性のあるなしを判断することに慣れているといえる。例えば、欧米のメディアにおける4月1日のエイプリル・フール報道のように。これに対しインターネット上の情報は、信憑性を判断する付帯情報が少ない、あるいは信憑性を判断する材料が存在していたとしても、それらを読み取ることに多くの人が慣れていない。もちろん、情報発信コストが低いということがインターネット上では「ジャンク」情報の確率が高く、既存メディアのほうがそれらの情報の存在確率が低いとは言えよう。しかしそれ以上に我々が判断に慣れていないということが、インターネット上の情報に対する先入見を決めている可能性がある。

- 19 すでに津野(1998)は「本の文化の唯一のささえは多様性だ」と指摘している。
- <sup>20</sup> その意味で津野(1998,1999),佐野(2000)らの議論に基本的に賛成である。但し、林(2000)が主張するように図書館が「良書」を提供すべきだとは思わない。図書館が知る権利を保証する機関であるならば、むしろ知る権利の一環として情報多様性を位置付けるべきであるう。また収集情報を書籍に限る必要も全くないと考えている。

<sup>21</sup>例えば、POS による販売管理の普及や東販による e-hon ネットの設立など。

<sup>22</sup> 例えば、フィルムに関してはモノクロフィルムであればかなり長い耐久性を持つことが分かっているが、取り扱いが難しく、ユーザの手軽な利用という意味では問題があった。 また繰り返しの上映での損耗も避けられない。またカラーフィルムでは退色の問題が残る。

さらに、ビデオテープではテープ素材自体の耐久性自体さほど長いものではなく、また 読み取りの際ヘッドとの接触が不可避であるため損耗が激しく、長期の利用保存に適した メディアとは言いがたい。

- <sup>23</sup> それ以前の物理的に保存に適したメディアとして「レーザーディスク」が存在するが、 サポートメーカーの少なさや、DVD への移行により、社会的には問題があろう。
- <sup>24</sup> この点では「情報の多様性」の代表と見られるインターネットであっても例外はないのではないか。むしろ積極的に多様性を保つ努力をしていかない限り、その性格から今後ますます「マクドナルド化」が進行していくのではないだろうか。現在「情報の多様性」が保たれているように見えるのはメディアとしての未成熟性故である可能性がある。
- <sup>25</sup> 実は、先に触れた図書館のベストセラー書をめぐる問題も新古書店問題も突き詰めて考えれば情報としての書籍における「マクドナルド化」をどう評価するか、という問題に集約できる。

津野(1999)は述べている。「最近では公共図書館もまた、今の世界を支配する市場原理至上主義によって徐々に侵食されつつある。売れる本はいい本、売れない本はわるい本。この市場競争の原理が、本来であれば市場の外にあるはずの公共図書館にまでもちこまれ、利用率や貸出率の高い本を大量に購入する一方で、そうでない本は容赦なく廃棄してしまうイヤな傾向が目立つようになった」

ここには合理化、効率化、均一化を進行させる「マクドナルド化」への嫌悪が表明されている。佐野(2000)の議論も同様であろう。また新古書店が「旧」古書店に比して批判を受けるのも、その「マクドナルド化」的性格故なのではないだろうか。

その一方で「マクドナルド化」を批判する論を、エリーティズムとして嫌悪する層も明確にある (手嶋(2001)など)。もちろん後者を支持する層の中には、今の読書環境を「全く不毛な状態だからせめて読書の『コンビニ』でも作らなければ」として消極的に支持する層と、むしろ「『コンビニ』的品揃えこそがニーズに合った良い品揃えなのだ」とする積極的支持層に分かれそうであるが。

<sup>26</sup> とはいえ、保存に関して言えば、書籍の酸性紙問題など、技術的に解決可能であってもコスト的に残る問題はある。また利用のあり方についてもデジタルデータの著作権問題や新古書店問題との絡みで今後ともそのままでありつづけるかどうか疑問の余地なしとしない。

27 この内容は以下の通り。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

<sup>28</sup> たとえば町田市立図書館でのトラブルのケースについて松本(2000)に紹介がある。このような動きに対して山本(1999:145)は「映画館もレンタル・ビデオ店もない娯楽に乏しい農村部や山間地の公共図書館において開催される映画界やビデオ鑑賞会に対して、法的根拠がないにもかかわらず、映画産業やビデオ業界がクレームをつけるのはいかがなものか」と述べている。

なお図書館における上映会に関しては日本図書館協会と日本映像ソフト協会とのあいだ に、1998 年 6 月紳士協定として、図書館側は無料上映会を行うにあたって著作権者側に「合 理的条件」の下に了解を取ることを推奨し、著作権者側はビデオグラム作品をこれらの上映会に提供するもとのする「了解事項」なるものが調印された(『図書館雑誌』Vol.92 No.8 [1998 年 8 月]参照)。

#### 引用文献

阿部峰雄, 1998, 「公共図書館は無料貸本屋か? -本誌 5 月号の記事を見て思うこと」, 『図書館雑誌』Vol.92 No.12 pp1106-1107

Breivik, P. S. and Gee, E. G., 1989, Information Literacy: Revolution in the Library, The Oryx Press, (=1995, 三浦逸雄・宮部頼子・斎藤泰則訳, 『情報を使う力 -大学図書館の改革-』勁草書房 Birdsall, Willian F., 1994, The Myth of the Electronic Library: Librarianship and Social Change in America, Greenwood Press, (=1996, 根本彰・山本順一・二村健・平井歩実訳, 『電子図書館の神話』, 勁草書房

千賀正之,1998,「<市民図書館>に関する津野さんと前田さんの言い分について」,『図書館雑誌』Vol.92 No.11 pp1024-1025

千賀正之, 2001, 「図書館の同一著作大量購入問題を考える」, 『図書館雑誌』Vol.95 No.10 pp802-805,

林望,2000,「図書館は『無料貸本屋』か」,『文芸春秋』 2000 年 12 月号 pp294-302 垣口朋久,2001,「公共図書館の理念と現実 -津野海太郎『市民図書館という理想のゆくえ』論争再考-」,『図書館雑誌』Vol.95 No.5 pp344-347,

菊地明郎,2001,「『無料貸本屋』と言われた図書館へ」、『図書館雑誌』Vol.95 No.6 pp416-417, 栗原哲也,2001, 「知の窓口としての図書館へ」、『図書館雑誌』Vol.95 No.6 pp420-421, 前田秀樹,1998, 「『市民図書館という理想のゆくえ』を読んで - 津野海太郎氏の主張について-」、『図書館雑誌』Vol.92 No.8 pp650-651

McLuhan, Marshall, 1964, *Understanding Media*, McGraw-Hill Book Co., (=1987, 栗原裕・ 河本仲聖訳, 『メディア論』みすず書房)

松本直樹,2000,「上映会、町田市立図書館の場合」,『図書館雑誌』Vol.94 No.2 pp102-103 村岡和彦,1998,「公共図書館の電子図書館化」,『図書館雑誌』Vol.92 No.5 pp342-343 鬼倉正敏,1998,「津野氏の批判に応えよう -北から南から「『市民図書館という理想のゆくえ』を読んで」を読んで」,『図書館雑誌』Vol.92 No.12 pp1108-1109

Ritzer, George, 1996, *The McDonaldization of Society 2nd Ed.*, Pine Forge Press, (=1999, 正岡寛司監訳、『マクドナルド化する社会』、早稲田大学出版部)

佐野眞一, 2001、『誰が本を殺すのか』、プレジデント社

Stall, Clifford, 1995, Silicon Snake Oil: Second Thoughts on the Information Highway, (=1997,倉骨彰訳,『インターネットは空っぽの洞窟』,草思社)

菅谷明子, 1999,「進化するニューヨーク公共図書館」,『中央公論』1999 年 8 月号 pp270-281, 竹村心, 1998, 学術政策と大学図書館 解説:80 ~ 90 年代の学術と大学図書館の政策, 『現代の図書館』Vol.38 No.2 pp79-82

手島孝典、2001、「「図書館は『無料貸本屋』か」をめぐって」、『図書館雑誌』Vol.95 No.6 pp414-415、

豊田高広,1998, 「津野海太郎氏の主張を擁護する - 『市民図書館という理想のゆくえ』批判への反批判」, 『図書館雑誌』Vol.92 No.11 pp1026-1027

津野海太郎, 1998,「市民図書館という理想のゆくえ」,『図書館雑誌』Vol.92 No.5 pp336-338 津野海太郎, 1999, 「この門に入るものは一切の商品性を捨てよ」, 原田勝,田屋裕之編 『電子図書館』 (勁草書房) pp75-90

山本順一, 1999, 『電子時代の著作権』, 勉誠出版

山崎隆志, 2000,「公共図書館から見た CD-ROM の利用と著作権」,『図書館雑誌』Vol.94 No.2 pp100-101